

みなべ町千里ヶ丘球場使用許可書

平成 年 月 日

様

みなべ町長 小谷芳正 印

平成 年 月 日受付した、みなべ町千里ヶ丘球場の使用について許可します。但し、下記使用規約を遵守すること。

みなべ町千里ヶ丘球場使用規約

第1条（利用の目的）

- 1 心身の健全な発達と明るく豊かな生活に寄与するために、みなべ町千里ヶ丘球場（以下、「球場」という。）を使用するものとする。

第2条（使用の手続き）

- 1 球場を使用しようとする者は、球場使用許可申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 許可申請書の受付については、当月を合わせて3ヶ月前からとする。但し、町内の宿泊施設を利用する者や町長が特別と認める者については、この限りではない。
- 3 宿泊施設からの代理者申請を行う者は、使用責任者欄と代理者欄の記入、押印を行わなければならない。但しこの場合、使用責任者欄の押印は写しでもよい。

第3条（許可の制限）

- 1 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、球場の使用を許可しない。
 - (1) 公益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
 - (3) その他管理上支障があるとき。
- 2 町長は、前条の許可をする場合においては、球場の管理上必要な条件を付することができる。

第4条（使用許可の取消等）

- 1 町長は、球場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。
 - (1) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
 - (2) 許可の条件に違反したとき。
 - (3) この規約に違反したとき。
- 2 使用者が前項の処分によって損害を受けることがあっても町はその責めを負わない。

第5条（目的外使用、使用権の譲渡の禁止）

- 1 使用者は、球場を許可目的以外の目的に使用し、又は、その使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- 2 使用者が前項の行為をおこなった場合、今後球場の使用を認めない。

第6条（使用許可の取り下げ）

- 1 使用者は、球場の使用許可を取り下げるときは使用期日7日前までに書面で届け出を行うものとする。

（裏面へ）

第7条（ごみの処理）

- 1 使用者が、球場施設内で生じさせたごみについて、すべて持ち帰るものとする。
- 2 使用者が前項の行為を怠り、ごみの不法投棄を行った場合は、今後球場の使用を認めない。
- 3 不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科に処せられます。

第8条（原状回復の義務）

- 1 使用者は、球場の使用を終わったときは直ちにこれを原状に復さなければならない。使用の停止又は許可の取り消しを受けたときも同様とする。

第9条（使用料等）

- 1 使用者は、球場使用后、5日以内（但し、土、日、祝日を含めない。）に指定の金融機関に使用料金を納付しなければならない。
未納の場合は、今後球場の使用を認めない。

第11条（弁償）

- 1 使用者は、施設、設備等を破損し、若しくは滅失したときは、これを原状に復し、又は町長の裁定する金額を弁償しなければならない。

第12条（事故）

- 1 球場を使用中において、その競技等により発生した事故については、使用者がその責めを負う。

第13条（代理者）

- 1 使用責任者から代理を任された者は、上記第1条から第12条について遵守しなければならない。

（使用人数）									
人									
（使用期間）									
平成	年	月	日	時から	平成	年	月	日	時まで
（使用する付帯設備を 印で囲んで下さい）									
1．更衣室（無料） 2．拡声器（無料） 3．スコアボード（無料）									
4．サブグラウンド（無料） 5．雨天練習場（有料）									
メイングラウンドを使用し、町内の宿泊施設を利用された場合は雨天練習場の 使用料を無料 とする。但し、雨天練習場のみ使用の場合は有料となります。									